



広報

2024 February No.378

みはら



ゆずぴーる



三原村はたちの集い

村税納付

- 国保税 第8期
- 固定資産税 第4期

期限のおしらせ

令和6年2月29日
令和6年4月1日

よろしくお願ひします。

2

人口と世帯数 | 総人口：1,413人 | 男：692人 | 女：721人 | 世帯数：742世帯

(令和5年12月31日現在)

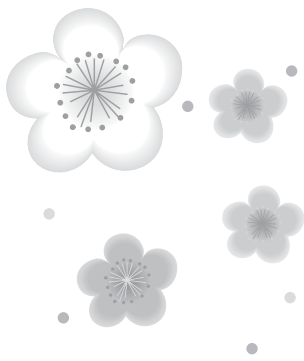
議会だより

令和6年2月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

12月定例会

- 村長行政報告 ①ページ
- 一般質問 ①ページ
- 議案審議 ③ページ
- 議案の賛否一覧 ④ページ
- 委員会の動き ④ページ



村長行政報告

各種ガン検診を6月、10月の年2回実施しております。諸事情により検診出来なかった方を対象に来年2月に幡多健診センターで広域検診が実施されます。

野町和嘉写真真展が去る10月25日から11月7日まで14日間、農業構造改善センターで県立美術館の主催で行われ、村内外から800人を超える来場者数がありました。

どぶろく農林文化祭が去る11月3日に開催された。3千人ほどの来客数があり、盛大に開催されました。新型コロナウイルス感染症対策として村内対象者数1千4百12名に1人あたり7千円の地域振興券を発送しております。

一般質問



質問 嶋田 一二三

森林環境譲与税の基金運用について

森林経営管理制度創設から約5年が経過し、基金積立額は、3千3百80万円となっている。

幡多地域で広域共同処理の協議が進んでいると思うが、三原村森林整理計画は、どこまで進んでいるのか。森林整備や保全のための自治体への配分方法も見直されている。

答弁 田野村長

未整備森林の意向調査を

村内林業従事者に対する助成、森林教育の取り組み、村民全体に行き渡る森林環境譲与税を活用した助成のあり方、政策について伺う。



質問 山岡美佐代

学校の余剰時数について

三原小学校においては国が定める標準授業時数を大きく上回り、余剰時数の多

行い村に管理を任せたいとの回答があった山林について、西部と東部の2つに分けて、西部地区を令和元年から5カ年計画で、切り捨て間伐等の整備を実施している。

森林教育の取り組みとしては、三原中学校1年生が10月宮ノ川の学校分収林で、森林組合の協力のもと、枯れ木の伐採体験を行った。

来年度以降は、村有林を活用し、四万十ヒノキの植樹や、村有林の整備から発生する除菌剤の制作に、子どもたちや、村民を巻き込んで取り組む事を検討している。

さを読み取る事が出来る。余剰時数の設置を認めているのは災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態が起った際に、その失われた授業時数を補うためである。この現状を踏まえ、次の3点について伺う。

①何故余剰時数がそこまで多いのか。

②特に低学年の余剰時数が多いが、発達段階の大事な時期に合っていないのではないか。

③余剰時数を多く設ける事は、政府が進める教員の働き方改革に逆行しているのではないか。

答弁 武内教育長

①国の定める学習指導要領にある意欲的、対話的に深い学びを追求して国語算数を中心に理解を深めるため、学力向上を目指して教科の時間数を増やして授業を行っておりました。

②児童には負担感もあった

年度途中ではあるが70時間の範囲で収まるように小中学校に指示を出しております。

かもしれないので、来年度については年度当初に、適正な授業時間数の設定を指導していくつもりです。

③昨年度から三原小学校に専科制、また小中の連携で働き方改革は進んでいると思っております。時間外勤務は減少の一途であります。

質問 山岡 美佐代

村外の学校は42日間夏休みがあるところ、三原村は28日間。保護者の負担減を望むのであれば、放課後子ども教室の充実や、また他でも対策を打っていくべきだと思いが、夏休みの短縮の部分についてはどう考えているか。

答弁 武内教育長

年度途中ではあるが時間数を変えるいい時期になったと思っております。そのままの数字できているという事は、反省するところはないと思っております。



質問 杉本 龍司 三原村定住人口構想について

村長の着任当初に2千人構想を提言した記憶が頭から離れません。にもかかわらず三原村の人口は令和2年度1千4百92人、令和3年度1千4百86人、令和4年度1千4百66人と減少が止まらない上に令和5年度10月時点で1千4百15人と、令和4年度に比べれば10月の時点で51人減少という数値が出ており、今年度中にはさらなる人口減少が加速すると予測されます。

内訳としまして自然減の要因も半数は有ります。しかし半数においては転出のデータも出ており、何らか抜本的な施策を早急に構築する必要がある、三原村へ定住して頂く政策が必要だと考えるがいかがなものか。

今までの政策、考え方で結果が出ておりません。このままでは三原はだめだと考えられる。

これから飛躍的な考え方で即座に行政運営をしていく必要があると考える。

また前議会でも村外から通勤をする職員に対し通勤手当の増額予算を施策に盛り込み、例えば定住どころか転出を助長するような政策を構築された。この政策は2千人構想の矛盾点にも繋がる。

村長の施策が今後住民のためになつていくのか疑問視する。

定住者を増やすための施策として、抜本的な考えが必要ではないかと考えが求められる。

例えば標準課税の税制面においても住民に優遇処置などを設け減税も視野に考えて行く必要があるのではないのか。

増改築、新築をすれば補助金、減税を盛り込み、住民税の軽減処置等を盛り込み、抜本的な対策をすれば移住、定住をしてくるのではないのでしょうか。

答弁 田野村長

三原村に住む為にももう少し税制の面で規制緩和をせよと言う事だと思えます。

三原では、少子化対策とか色々6年前からやっています。他の市町村はやってない事も有り比較は出来ないところもあると思えます。

行政間の中で立案、起案していく事が一つのテーマがございまして、三原の事を比較は出来ないところもあると思えます。出来る事を、優先しながら行っております。

当然、更に独自の優遇策を実施すれば尚移住、定住者は増加する事は考えられますが、政策を実施するための財源に限りがあり、ど

議案審議

答弁 田野村長

の政策にどれだけの財源を
分担するのか、それと、より
効果の見込まれるものにシ
フトを考え十分に分析、検
討して慎重に進めたいと考
えております。

今議員の言われた税制改
革、税についての論議はま
た次の時期に、財政の面
話し合いをして検討させて
いただきます。

答弁 田野村長

救急隊を編成する上で必
要最低限の配置が求めら
れ、現在、安全性を確保しつ
つ緊急業務に努めていると
ころです。全ての改善は厳
しいですが、少しでも改善
が図られるように検討した
いと考えております。

質問 浅井 大徳

2人勤務の場合、救急、火
災共に出勤に大幅な遅れが
生じるのではないかと。また、
三原分署が無人になる可能
性があるのではないかと。

答弁 田野村長

出勤に関しては、多少の
遅れはあるものの迅速な対
応を取って頂いていると思
っているところ。全
て消防職員の不足から発生
する課題であり、行政課題
であると判断していますの
で、出来る対策と対応を幡
多西部消防組合及び三原分
署と検討しながら、職務改
善に努めてまいりたいと考
えており、また皆さんに相
談しながら1人増員を考え
ていきたいと思っております。

質問 浅井 大徳
幡多西部消防組合
三原分署の勤務状況
について

消防法施行令第44条、救
急隊は救急自動車1台及び
救急隊3人以上をもって編
成しなければならぬとあ
るが、人員不足の為に守ら
れていないのではないかと。
また、現在の2人での救
急隊の編成では救命に必要
な高度な救命処置が出来な
いのではないかと。

三原村立集会所の設置及び
管理に関する条例の一部を
改正することについて

補足説明 沢良木住民課長

宮ノ川集会所新築工事完
了に伴い一部を改正。名称
は「宮ノ川集会所」延べ床面
積1百86・05平方メートル。

質疑 浅井 大徳

現行の集会所の今後の扱
いについてと、解体は部落
で行うのか。

答弁 沢良木住民課長

旧宮ノ川集会所は、宮ノ
川部落が建築していますの
で今後の活用、管理等は宮
ノ川部落となっておりますの
で、解体も行うことになる
と考えています。

特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条
例の一部を改正することに
ついて

補足説明 大塚総務課長

人事院の国会及び内閣に
対する職員の給与改定に関
する勧告の趣旨に沿いまし
て、特別職の期末手当の改
定を行うものです。

今回県下市町村のほとん
どが改定する方向となつて
いて、本村では平成23年か
ら改正もなく議員と割合を
同じくするために0・2を
引き上げ年間3・15とする
ものです。

質疑 杉本 龍司

地方の財政に応じてやっ
ていく必要がある。今後財
政的な面において村民に負
担のかけられない状況である
と確認できるか。

答弁 大塚総務課長

人事院勧告につきまして
は、民間企業の社員と国家
公務員の給与の水準を合わ
せる目的で行われている。

本村ではこれまでの決算
で毎年財政調整基金へ積立

てています。人事院勧告で
民間企業の水準が低くなれ
ば当然職員も特別職もマイ
ナスになる場合もあるので
住民の皆さんに負担の行か
ない形で予算を考えてい
ます。

令和5年度

三原村一般会計
歳入歳出補正予算

歳入歳出予算の総額に、
歳入歳出それぞれ8千3百
6千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それ
ぞれ23億9千9百91万9千
円とする。

補足説明 近森農林業建設課長

三原村地域おこし協力隊
起業支援補助金 1百万円

質疑 杉本 龍司

地域おこし協力隊の起業
に関して、この起業する方
が三原村で今後何年間、起
業を有するかとかいう規則
はあるのか。



答弁 近森農林業建設課長
今後何年間という規定、規約は協力隊起業支援補助金交付要綱には載っておりませんが起業して実施後、村が求めた場合、実績の提出は求められております。

補足説明 大塚総務課長

寄附金、企業版ふるさと納税寄附金 1百万円

質疑 沖 憲二

企業版ふるさと納税の1百万円は今年のふるさと納税の目標値にカウントするものか。この納税は何月に入る予定か。

答弁 大塚総務課長

企業版ふるさと納税につきましては、通常のふるさと納税とは別で、枠としては関係ないものとなります。年度内には寄附をしていただく形になります。

令和5年 第6回定例会(12月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:-

| 議案番号 | 議案名 | 氏名 | 山岡 | 中平 | 杉本 | 沖 | 新谷 | 嶋田 | 浅井 | 大倉 | 可否 |
|------------------|--|----|----|----|----|---|----|----|----|----|----|
| 第40号 | 三原村立集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可 |
| 第41号 | 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可 |
| 第42号 | 三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可 |
| 第43号 | 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可 |
| 第44号 | 三原村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可 |
| 第45号 | 三原村国民健康保険税条例の一部を改正することについて | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可 |
| 第46号 | 令和5年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて(83,006千円増額) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可 |
| 第47号 | 令和5年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて(336千円増額) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可 |
| 第48号 | 令和5年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて(425千円増額) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可 |
| 第49号 | 令和5年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて(1,623千円増額) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可 |
| 第50号 | 令和5年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて(414千円増額) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可 |
| 第51号 | 令和5年度三原村電気事業特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて(2,714千円増額) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可 |
| 委員会 提出 第3号 | 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書(案) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可 |
| 第52号 | 【追加議案】 令和5年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて(22,037千円増額) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可 |

委員会の動き(11月~1月)

総務常任委員会

12月4日
◎12月議会対応について
◎意見書の取り扱いについて

議会運営委員会

12月4日
◎12月議会対応で
日程等調整

広報委員会

1月11日
◎12月定例会等の
広報編集

辰

新年のごあいさつ



三原村長

田野 正利

あけましておめでとうございます。

村民の皆様におかれましても、今年も暖冬な年明けにより、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、昨年は、3年もの長きにわたる流行の波を繰り返した、新型コロナウイルス感染症が、5類に移行し、どぶろく農林文化祭をはじめ、様々なイベントも復活し、村にも笑顔と活気が戻り始めました。

しかし、このコロナ禍が引き金となり、世の中の流れは大きく変化して参りました。

さらには、予測されておりました物価高騰やデジタル革命、少子高齢化による人口減少など、まさに急激な時代の変化の真只中にあります。これにとどまらず、緊迫する紛争や、地球温暖化など世界規模での先行きの見えにくい状況に直面しています。

そのような時代の中でも、「やっぱり住んでよかつた三原村」という基本理念の実現に向けて、これまで以上に村民の皆様の一歩一歩に込えられるよう努めていく必要があると感じております。

これからも、様々な施策を活用し、村独自の文化や歴史、伝統など再認識し、魅力ある村づくりを推進して参ります。

この頃では、近隣の市町村の皆様から、「最近の三原村は特に元気だね」と声をかけられることが多くなりました。まさに目には見えないその活力を大切に、生きがいの持てる村づくりを目指し邁進してまいりますので、村民の皆様には、ご支援賜りますようお願い申し上げます。結びにあたり、本年が皆様にとりまして、素晴らしい年となりますように、心よりお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

石川県能登半島で、新年大震災にあわれました皆様の一日も早い復旧復興を心より願っております。

あけましておめでとうございます



三原村議会議長

大倉 民雄

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかな新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。日ごろから村議会に対するご理解とご協力を賜わり厚くお礼を申し上げます。

はじめに、本年、1月1日に発生しました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んで深い哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行され、村内においてもみはら祭り、どぶろく農林文化祭を通常通り規制なく開催する事が出来き、コロナ禍前の賑わいや活気を取り戻した一年でありました。

村議会においては、昨年4月の選挙では残念ながら無投票ではありましたが、二人の新人議員も誕生し、新体制でのスタートとなりました。南海トラフ地震など大規模災害に対応するため、議会にも災害対策本部を設置するなど、村民の生命、財産の保全のための取り組みを進めております。また、本議会の一般質問、議案の内容等を村民の皆様にも分かりやすく伝えるために、議会広報の内容の充実にも取り組んでいます。村民の皆様には引き続きご支援、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、今年が皆様にとって明るく希望の持てる年となりますと共に、健康で幸多からんことを祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

『Sマーク<標準営業約款制度>』をご存知ですか！

高知県では、理容・美容・クリーニングの3業種で、厚生労働大臣の認められたルールに従って、安心・安全・清潔のサービスを提供しているお店を、標準営業約款登録店舗とし、Sマークの表示でお知らせしています。

毎年11月を「標準営業約款普及登録推進月間」として、消費者の皆様へはSマークの周知、業者の方には登録を呼びかけています。

お近くの店先を探してみませんか。

お問い合わせは(公財)高知県生活衛生営業指導センター

(☎088-855-5100)までどうぞ。



かいじょうほあんかん

海上保安官になりませんか？

海上保安庁は海上の警察と消防など様々な役割を担っています。受験案内など、詳しくはQRコードからご確認ください。お問合せは高知海上保安部管理課(電話 088-832-7113)までお願いします。女性も活躍できる仕事です。

○海上保安官採用試験[大卒程度・令和7年4月採用]

申込期間 2月22日(木)~3月25日(月)

1次試験 5月26日(日)

○海上保安学校学生採用試験(特別)[高卒程度・令和6年10月採用]

申込期間 2月22日(木)~3月11日(月)

1次試験 5月12日(日)



海上保安官
採用ページ



海上保安官
紹介動画



自衛官候補生 募集のお知らせ

自衛官候補生とは…採用後「自衛官候補生」(特別職国家公務員)に任命され、自衛官となるために必要な基礎的教育訓練に専念する新しい採用制度です。自衛官候補生として所要の教育を経て3ヶ月後に2等陸・海・空士(任期制自衛官)に任官します。

応募資格 18歳以上33歳未満

ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において33歳に達していない者に限る

受付期間 年間を通じて受付

試験科目 筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定※

※経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するものです。

各種処遇について

自衛官候補生(3ヶ月間)

手 当 157,000円(月額)

※自衛官候補生手当については、法律の改正により改正される場合があります。

勤務時間 8:15~17:00(勤務地により異なります。)

休 日 等 年次休暇のほか、年末年始等の特別休暇等があり、週休2日制が実施されています。

令和6年
3月1日から

市区町村の窓口での

戸籍の証明書 の請求が便利 になります



ここが便利に！
1 どこでも

本籍地が遠くにある方でも、
最寄りの市区町村の窓口
に請求できます！

ここが便利に！
2 まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国
各地にあっても、1か所の市
区町村の窓口にもまとめて請
求できます！

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。
戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

法務省民事局

ボクは
コセキツネ!



とっても便利に
なるんだね!

令和6年3月1日から、戸籍証明書
等を最寄りの市区町村の窓口でも
取れるようになるんだ!
さらに、一か所の市区町村の窓口
にまとめて請求できるよ!



そんなことないよ!



君はだれ?

広域交付始まるの巻



相続の手続を
したいけど、
本籍地が全国
各地にあるから
戸籍証明書を
集めるのが
大変だなあ…



広域交付制度のポイント

- 戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります(郵送や代理人による請求はできません)。
- 窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。
- コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。



本人の戸籍証明書等だけじゃなく
・夫又は妻(配偶者)
・父母、祖父母など(直系尊属)
・子、孫など(直系卑属)
の戸籍証明書等も請求できるよ!



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

最寄りの窓口で
取れたよ!



これで相続登記も
ばっちりだね!

なるほど! /



きょうだいの戸籍証明書等は請求
できないから気をつけてね!



ほかにも
便利な制度が
始まるよ!

制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正

検索

法務省HP



出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

- ・開設日：令和6年3月21日(木曜日)
- ・開設時間：午前10:00 午後12:00まで
- ・開設場所：三原村役場・第三会議室

出張相談は完全予約制となりますので、必ず事前の予約をお願いいたします。予約のない方はお断りをさせていただきますのでご了承ください。

ご予約は日本年金機構 電話(0880-34-1616)までご連絡ください。

相談時に必要なもの

- ・年金手帳 写真付きの身分証明書等(運転免許証推奨)
- ・年金証書 その他日本年金機構から交付された文書

※代理の方が相談に来られる場合は、併せて委任状と写真付きの身分証明書等(代理で来られる方のもの)が必要です。委任状が必要な方は三原村住民課までご連絡ください。

国民年金基金からのお知らせ

令和6年4月から国民年金基金の掛金が引き上げられる予定※です！ ※現在、認可申請手続き中です。

令和6年3月末日までに加入申込をされた方や既にご加入中の方については掛金の変更はありません。

国民年金基金とは

老齢基礎年金に上積みして、より豊かな老後を保障するもので、自分の将来設計に合わせて年金を積み立てられます。

加入できる方は

20歳から60歳未満の自営業者やフリーランスなどの国民年金第1号被保険者および60歳から65歳未満の国民年金任意加入者、海外居住の国民年金任意加入者です。ただし、国民年金の保険料を免除されている方や、農業者年金に加入している方は加入できません。

国民年金基金制度についての問い合わせ先

全国国民年金基金高知支部 0120-65-4192 お気軽にご相談ください。

国民年金基金5つのメリット(別添のとおり)

シミュレーションは
こちらから



資料請求は
こちらから



web加入
申出は
こちらから



新型コロナワクチン接種について

新型コロナワクチンの全額公費(無料)による接種は令和6年3月31日で終了します。

令和6年4月以降は、65歳以上の方および60~64歳となる方(※)には、新型コロナの重症化予防を目的として、秋冬に定期接種が行われ、費用は原則有料となります。

令和6年4月1日以降に定期接種以外で接種をご希望の方には、任意接種として、**自費で接種**していただくこととなります。

(※)60~64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付スケジュールは次のとおりです。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、e-Tax で利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきん ネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。(登録をすると郵送がされなくなります。)

電子版の利用方法等については、日本年金機構ホームページで動画を掲載しています。

| 対象者 | 送付時期 | |
|---|------|------------------------|
| 令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方 | 郵送 | 令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次 |
| ①のうち、「ねんきん ネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方 | 電子送付 | 令和5年10月中旬から10月下旬にかけて順次 |
| 令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。) | 郵送 | 令和6年2月上旬 |
| ③のうち、「ねんきん ネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方 | 電子送付 | 令和6年1月下旬 |

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関する概要、よくあるご質問(Q & A) 等については、日本年金機構ホームページに掲載される予定(令和5年10月上旬予定)ですので、ぜひご利用ください。

また、同ホームページに、お客様からの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット(控除証明書相談チャット)が開設される予定(令和5年10月下旬予定)です。

「社会保険料 国民年金保険料 控除証明書」に関するお問い合わせ 電子送付に関するお問い合わせを除くについては、次のダイヤルでもお受けしています。

◆問い合わせ先の名称 **ねんきん加入者ダイヤル**

◆電話番号

(ナビダイヤル 0570-003-004)

050から始まる電話の場合は、(東京) 03-6630-2525

◆受付時間

・月～金曜日 午前8:30～午後7:00

・第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※土日・祝日 第2土曜日を除く、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

全国一斉「遺言・相続」無料相談会

高知県司法書士会では2月を「相続登記はお済みですか月間」として、全国一斉「遺言・相続」無料相談会を開催します。

令和6年4月1日にスタートする相続登記の申請義務化に向けて、遺言や遺産分割協議、相続登記手続全般につきましてお気軽にご相談下さい。

相談日時 2月17日(土) 10時～16時

相談会場 四万十市役所 本庁(四万十市中村大橋通4丁目10番地)

お問合せ ☎088-825-3143

<https://www.kochi0888253131.com/>

(高知県司法書士会)

とても簡単！

～マイナンバーカードを使った受付方法～

(マイナンバーカードを利用して資格確認を行う方法)



マイナンバーカードでの受付は 3ステップでとても簡単！

マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いてください。

◆ステップ1

**顔認証または暗証番号を
選択する**

本人確認の方法を
選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の
目的には使用しません。

◆ステップ2

本人認証

顔を枠内に入れてください。



暗証番号を
入力してください。

● ● ● ●

1 2 3

4 5 6

7 8 9

0 キャンセル

◆ステップ3

**同意選択（過去の診療などの
情報を利用するか選択）**

| | | |
|---|---|---|
| <p>過去の手術情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。</p> <p>同意する</p> <p>同意しない</p> | <p>過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。</p> <p>同意する</p> <p>同意しない</p> | <p>(40歳以上対象) 過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。</p> <p>同意する</p> <p>同意しない・40歳未満の方</p> |
|---|---|---|

忘れずに顔認証付きカードリーダーから
マイナンバーカードを取り出してください。

マイナ タロウ 様
確認が完了しました。

終了する場合は、マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

マイナンバーカードで受診いただくと 過去のデータに基づく、適切な医療が受けられます



過去の診療情報などの提供に同意いただくと、医師・薬剤師等が、過去の診療の情報や、お薬の情報を見ることができるようになり、より正確なデータに基づいた適切な医療が受けられるようになります！



例えば・・・

過去のお薬情報から適切なお薬が処方されます



体調で気にされていることはありますか？

最近、しきりに口が乾いてしまうんですね。
何かの病気でしょうか・・・



同意いただいているので、お薬の情報を確認しますね。
確認したところ、口が乾くのは他の医院から出ているお薬の影響だと思います。病気ではありませんが、水分はこまめにとってください。

そうなんですね。ありがとうございます。他の病院のお薬の情報も見てもらえるのは安心ですね。



※マイナンバーカードを健康保険証として利用している診療所での実例から作成しています。



| 入/出 | 診療月 | 処方日 | 調剤日 | 用法 | 内服/点眼/外用/注射 | 薬名(商品名) | 薬名(一般名) | 数量 | 単位 | 回数 |
|-----|-----|-----|-----|----|-------------|-----------------|------------------------|----|----|----|
| 外服 | 10月 | 5日 | - | - | 内服 | ガスター-D錠20mg | ファモチジン錠 | 2錠 | | 7 |
| 内服 | 10月 | 5日 | - | - | 内服 | プロプレス錠1212mg | カンザルタンシレキセチル錠 | 1錠 | | 7 |
| 調剤 | 10月 | 5日 | - | - | 外用 | リンデロン-VG軟膏0.12% | ベタメタゾン酪酸エステル・タンタマイシン軟膏 | 5g | | 1 |

令和6年度(令和5年分)村県民税・国保税申告のお知らせ

令和5年所得分の村県民税・国保税の申告受付を例年どおり地区別で行います。

下記の日程で都合が悪い方は、3月15日までに役場(税務係)で申告をお願いします。

また、確定申告は、2月16日から3月15日まで中村税務署と役場(原則、水曜日)で受け付けています。

日程表 受付場所:各集会所(宮ノ川は新集会所で行いますのでご注意ください。)

| 地区 | 令和6年 | 午前 | 午後 |
|-------------|--|------------|-----------|
| 下切 | 2月13日(火) | 9:00~11:30 | |
| 広野 | 2月13日(火) | | 1:30~4:00 |
| 亀ノ川 | 2月15日(木) | 9:00~11:30 | |
| 芳井 | 2月15日(木) | | 1:30~4:00 |
| 袖ノ木 | 2月16日(金) | 9:00~3:00 | |
| 皆尾 | 2月19日(月) | 9:00~3:00 | |
| 来栖野 | 2月20日(火) | 9:00~11:30 | |
| 狼内 | 2月20日(火) | | 1:30~4:00 |
| 宮ノ川 | 2月22日(木) | 9:00~3:00 | |
| 上下長谷 | 2月26日(月) | 9:00~11:30 | |
| 下長谷 | 2月26日(月) | | 1:30~4:00 |
| 上長谷 | 2月27日(火) | 9:00~11:30 | |
| 成山 | 2月27日(火) | | 1:30~4:00 |
| 役場 (税務係) | 上記日程以外の日 <土・日・祝日を除く> 灰色塗りの日時は、役場での 申告の受付はできません。 | 8:30~12:00 | 1:00~5:15 |

●申告の対象者

令和6年1月1日現在三原村に居住する方。

ただし、税務署へ確定申告をされる方を除きます。

●申告の対象となる期間

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間。

●申告に持参していただくもの

1. 印鑑(認印)

2. 所得を計算できる資料

- (1) 勤務先、事業所の発行した賃金、給料支払額報告書。
- (2) 農業・営業・その他の事業は、売上、支払、必要経費を計算できる資料・領収書・関係帳簿等。
- (3) 農機具等を購入した場合は、機種・年式等が確認できるもの。

3. 所得控除の明細

- (1) 生命保険料(領収、証明書が必要)
- (2) 旧長期・地震保険料(領収、証明書が必要)
- (3) 医療費控除(本人及び扶養者の領収書)

(※「医療費のお知らせ」は下記の項目が記載されていれば領収とみなします。)

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者
- ④療養を受けた医療機関の名称 ⑤支払った医療費の額 ⑥保険者の名称

●国民健康保険税について

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して税額の負担を軽くする軽減制度がありますが、所得の申告のない方は軽減を受けられませんので、所得がなくても必ず申告してください。

お問合わせは、役場税務係まで(☎46-2111)

中村税務署からのお知らせ お問い合わせ

確定申告電話相談センター (0570-00-5901)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (0570-00-5901)



中村税務署では、令和6年2月16日(金)から3月15日(金)まで、税務署内に所得税・消費税・贈与税の申告会場を設置しています。(土・日曜日及び祝日は除く。)

【来場される際のご注意】

・会場では、ご自身のスマートフォンを使用した申告を推奨しており、翌年以降、ご自宅等で申告を行っていただけるよう、会場内でのスマートフォン(又はパソコン)の操作はご自身で行っていただきます。

◆受付時間

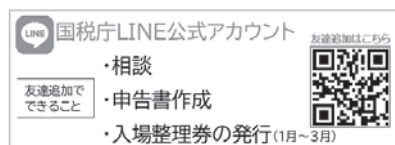
午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時から)

入場整理券の配付状況に応じて、受付を早めに締め切る場合や後日の案内となる場合があります

* 贈与税や譲渡所得について申告相談を希望される方は、担当職員が従事している、3月4日(月)以降にお越しください。

◆来場の際の必要書類

- ①確定申告のお知らせはがき
- ②源泉徴収票等の申告書作成に必要な書類
- ③マイナンバーカード等の本人確認書



確定申告は便利なe-Taxで！

e-Taxを利用すると…

- ①自宅等からネット(スマートフォン・パソコン)で申告
税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅等からネットで提出(送信)できます。
また、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲も広がっています。
- ②24時間いつでも利用可能
- ③還付がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています。
※自宅等からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2~3週間程度で処理しています。
- ④添付書類を提出省略
生命保険料控除の証明書等の添付書類は提出不要です(自宅で保管)。

e-Taxのご利用に当たっては
事前に準備が必要です

- 1 マイナンバーカード(電子証明書)の取得
住民票のある市町村に交付申請し、マイナンバーカードを取得してください。
マイナンバーカードの交付に関するご質問については、住民票のある市町村窓口へお問合せください。
- 2 ICカードリーダーライタ又はスマートフォンの用意
マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライタは、地方公共団体情報システム機構が運営する「公共認証サービスポータルサイト」でご確認の上、用意してください。
なお、マイナンバーカードを利用して申告される方は、利用者証明用電子証明書(数字4桁)及び署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)のパスワードが必要です。

【マイナンバーカードをお持ちでない方も！】

ID・パスワード方式で e-Tax 申告ができます！

用意するもの①ID(利用者識別番号)②パスワード(暗証番号)

※発行を希望される方は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



確定申告書等作成コーナーはこちらから





火災 救急は119



～火を消して 不安を消して つなぐ未来～

災害時の通電火災にご注意を！

・通電火災とは？

地震等の災害により停電した後、復旧に伴い使用中だった電化製品が通電した際に火災が発生する現象です。

避難所等において家に誰もいない時に復旧する場合があります通電火災の発見は遅れがちです。

ブレーカーを落とすことができれば通電火災は発生しませんが、地震発生直後は自分自身の身の安全を守ることが最優先であり、必ずしもブレーカーを落として避難できるとは限りません。そんな時に便利なのが感震ブレーカーです。

感震ブレーカーとは、一定以上の震度を感知して自動的に電気の供給を遮断し、通電火災を防ぐ器具で2つのタイプがあります。

地震時の通電火災にご注意



・分電盤タイプ（専門業者の工事が必要）

基本的には全ての電気が遮断されます。電気を使用する医療器具等があるご家庭などでは、設置について注意が必要です。

・簡易タイプ（工事不要）

ご家庭の分電盤のスイッチに接続するもので、揺れを感知した際に重り玉の落下又はバネの作用などによりスイッチを落とし、電気を遮断します。比較的安価なものが多い。

※簡易タイプをご自身で購入された場合で、取り付け方法がわからないという方は、消防署にご連絡頂ければ取り付けのお手伝いをすることができます。

感震ブレーカーを設置しましょう！！



住宅用火災警報器を付けましょう！

現在、すべての住宅に住宅用火災警報器設置義務があります！

設置義務

- 寝室 必ず寝室に使う部屋すべてに設置してください！
- 階段 2階以上に寝室があれば階段にも設置が必要です！

任意設置

- 台所 設置義務はありませんが、あると安心です。設置する場合は「熱式」の設置をおすすめします。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは・・・
幡多西部消防組合 三原分署 予防係 TEL 0880-46-2629



国際交流員の

コーディネーター・ロビンソンです!

vol.3

こんにちは。三原に来てからあっという間に約半年が経ちました。日本の四季を楽しむことが出来ていいですね。年中行事も少しでも経験することが出来て嬉しく思います。

年末年始に10日間アメリカに帰りました。そのため、三原でお正月を経験することが出来ませんでした。久しぶりに家族や友達に逢えました。せっかくアメリカに帰ったので、大晦日とお正月はいつもより大きなお祝いに参加しました。ほとんどのアメリカ人にとって、最大のホリデーはクリスマスなので、お正月は別に日本のように大したことはないです。

アメリカ人の年末年始の過ごし方は、人それぞれによって違いますが、アメリカの最大の都市であるニューヨークには、有名な年越しカウントダウンでタイムズスクエア・ボールが12月31日23時59分から落下させるお祝いがあります。これを見るためにニューヨークに旅行に行く人も多くいますが、テレビで見る人も少なくないです。

僕の出身であるノースカロライナ州の州都ローリーには、タイムズスクエア・ボールに似ているお祝いがあります。ローリーにはオークの木(ナラの木)が多く立っているので、"City of Oaks"「オークの街」とも呼ばれることが多いです。なので、ローリーの年越しカウントダウンはボールの代わりに大きなドングリが落下します。

ニューヨークのボールやローリーのドングリが落下して新年になった瞬間に花火が見えます。日本では花火と言えば夏ですが、アメリカの場合は年越しです。

8年間ノースカロライナ州に住んでいたのに、このお祝いに行ったことがなかったので、帰った時は初めて行きました。家族と一緒に祝ったり、綺麗な花火を見たり、することが出来て嬉しいです。

みはら音楽フェスティバル大盛況

1月20日（土）、みはら音楽フェスティバルへは、村内外から200名に迫る方にご来場いただき、盛大に開催されました。

来村下さいましたバイオリニスト徳弘悟司さん（村出身）とピオリスト田中玲さんによる公演があり、後半では弦楽二重奏に、三原小学生・ご来場の皆様との合唱や合奏を重ねて美しいハーモニーを奏でました。



村長杯グラウンド・ゴルフ大会

12月9日（土）、13名のプレーヤーが集結した星ヶ丘ふれあい広場グラウンドゴルフ場は好天にも恵まれ、第2回村長杯グラウンド・ゴルフ大会が開催されました。

村長らによる始球式によって開幕すると、各人の冴えわたるクラブさばきに幾度も歓声が上がりました。見事総合優勝を勝ち取ったのは、山田正典さんでした。



申告と納税は期限内に！

令和5年分の確定申告・納期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月15日(金)

消費税及び地方消費税(個人事業者) 4月 1日(月)

納税は便利な振替納税をご利用ください【振替日】

所得税及び復興特別所得税 4月23日(火)

消費税及び地方消費税(個人事業者) 4月30日(火)

振替納税をご利用ください！

※口座振替日が約1ヶ月後となります。

※金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付ができます。

※振替依頼書がスマホ及びパソコンから(ゆうちょ銀行など一部金融機関を除く。)でも提出できます。

詳しくはこちら→

